

## (2) 抑制濃度の改正（昭和49年（1973年）～昭和51年（1976年））

社団法人日本産業衛生学会では、昭和40年（1965年）に石綿に係る許容濃度として $2\text{ mg/m}^3$ （ $33\text{ 本/cm}^3$ 相当）という値を勧告値として示していたが、

- 石綿粉じんの許容濃度の検討が当時多くの国において行われ、許容濃度が新たに設定されたり、改訂されており、同学会の勧告した日本の許容濃度が外国のこれらの濃度と比較すると極めて高い値であること

（参考）

イギリス：昭和44年（1969年）に $2\text{ 本/cm}^3$ （クロシドライトは $0.2\text{ 本/cm}^3$ ）とした。

米 国：昭和47年（1972年）に $5\text{ 本/cm}^3$ （その後昭和51年（1976年）に $2\text{ 本/cm}^3$ ）とした。

カナダ： $5\text{ 本/cm}^3$ に設定予定（昭和48年（1973年）時点）。

西ドイツ： $0.15\text{ mg/m}^3$ （約 $2.5\text{ 本/cm}^3$ 相当）に設定予定、ただしクロシドライトについては設定せず（昭和48年（1973年）時点）。

- 日本において石綿肺及び肺がんの発生が増加しつつあり、かつ、中皮腫の発生をも見るに至っていること

等の理由から、社団法人日本産業衛生学会は、昭和49年（1974年）に、石綿粉じんの許容濃度について、 $2\text{ 本/cm}^3$ （クロシドライトについてはこれをはるかに下回る必要があること）に見直す勧告を行った。

また、昭和49年（1974年）には、ACGIHも石綿粉じんの許容濃度について、 $5\text{ 本/cm}^3$ との勧告を行った。

石綿粉じんの抑制濃度については、これらの勧告値の見直しが行われる以前から、48年通達に基づいて、 $5\text{ 本/cm}^3$ とするよう事業者に対し指導を行っていたが、昭和50年（1975年）9月30日付けで告示を改正し、石綿に係る抑制濃度を、従来の $2\text{ mg/m}^3$ （ $33\text{ 本/cm}^3$ 相当）から $5\text{ 本/cm}^3$ とし、通達による指導を法令（告示）による規制へと強化した。

一方で、昭和49年の社団法人日本産業衛生学会の勧告を受けて、昭和51年（1976年）5月22日に都道府県労働基準局長に対して51年通達を発出し、その中で、石綿に係る濃度基準については、関係各国において環気中の石綿粉じん濃度の規制が強化されつつあることを踏まえ、局所排気装置の性能を示す抑制濃度を $2\text{ 本/cm}^3$ （クロシドライトにあつては $0.2\text{ 本/cm}^3$ ）とした上で石綿に係る環気中粉じん濃度をこの値以下を目途として指導するよう指示した。これにより、社団法人日本産業衛生学会の勧告値に基づき、告示よりも厳しいレベルで事業者に対する指導を行うこととなった。

## (3) 作業環境中の石綿粉じん濃度（管理濃度）の導入に向けた検討（昭和52年（1977年）～昭和59年（1984年））

これまで、作業環境中の石綿を含む有害物質の濃度としては、抑制濃度として大臣告示や通達によって具体的な数値を示してきた。

また、有害物質を取り扱う屋内作業場については、安衛法第65条に基づき作業環境測定の実施を義務付け、作業環境測定の実施方法については、「作業環境測定基準」（昭和51年労働省告示第46号）を制定した。

その後、昭和52年（1977年）7月5日から、専門家による委員会「作業場の気中有害物質の濃度管理基準に関する専門家会議」が開催され、昭和55年（1980年）5月19日まで22回にわたって検討が行われた。

その検討結果は、昭和54年（1979年）12月20日付けで「第1次報告書」として取りまとめられた。その中で、作業環境測定結果に基づく作業環境の評価及びそれを基にした作業環境の管理について、諸外国の規制等と比較しつつ、検討を行った結果、今後の規制のあり方として、行政的な基準としては、労働者が働く作業場の気中有害物質の濃度である「作業環境濃度」（管理濃度）を基本とし、必要に応じて労働者個人のばく露濃度を併用することが適当との考え方が示された。これは、労働者の作業分析が必要となる許容濃度によるよりも、作業環境全体を評価し、改善につなげる上ではより有効と考えられるとの考えに基づくものである。

この報告書を受けて、「作業場における気中有害物質の規制のあり方についての検討結果 第1次報告書等の送付について」（昭和55年6月30日付け労働衛生課長内翰）を発出した。その中で、個別物質の管理濃度については、年度下半期から専門家による検討を進める予定であることを示し、その検討が終わるまでの間は、照会に対しては、最新の「労働衛生のしおり」に掲載されている社団法人日本産業衛生学会又はACGIHの許容濃度の数値（石綿については2本/cm<sup>3</sup>（クロシドライトにあつては0.2本/cm<sup>3</sup>））をもとにして作業環境管理を実施するよう回答して差し支えない旨示した。

この後、昭和56年（1981年）6月30日から「作業場の気中有害物質の濃度管理基準に関する専門家会議」が再開され、昭和58年（1983年）7月19日まで11回にわたって「第1次報告書」で提言された管理濃度の意義、具体的な数値について検討が行われた。なお、聴取り調査においても、当時の担当者は、この検討においても、再度、濃度の基準として許容濃度を用いるべきか、管理濃度を用いるべきか議論が行われたが、最終的には管理濃度を用いるべきと再確認されたと発言している。

この専門家による検討の結果を踏まえ、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（昭和59年2月13日付け基発第69号）を都道府県労働基準局長に対して発出し、作業環境測定結果についての評価方法及びこれに基づく事業者の自主的対策の進め方について「作業環境の評価に基づく作業環境管理要領」としてその手順を示した。また、この中で、局所排気装置による抑制濃度とは別に作業場内のほとんどすべての場所で石綿粉じん濃度を一定の値以下とする規則（管理濃度による規制）を導入することとし、その値を石綿については2本/cm<sup>3</sup>

(許容濃度に換算すると0.8本/cm<sup>3</sup>相当)とした。

なお、昭和59年(1984年)時点の諸外国の許容濃度の値としては、米国は2本/cm<sup>3</sup>、ECは1/cm<sup>3</sup>であった。

(注)許容濃度は「労働者が石綿粉じんにはく露した際に健康障害を発症しない限度濃度」であり、諸外国が規制値として採用している。

(4) 社団法人日本産業衛生学会及びACGIHによる勧告値の見直し(昭和55年(1980年)、昭和57年(1982年))

昭和52年(1977年)から昭和58年(1983年)にかけて専門家による検討会が行われている間に、社団法人日本産業衛生学会及びACGIHにおいては以下のとおり勧告値の見直しが行われた。

【ACGIH】(昭和55年(1980年))

石綿粉じんの許容濃度として、クリソタイルは2本/cm<sup>3</sup>、アモサイトは0.5本/cm<sup>3</sup>、クロシドライトは0.2本/cm<sup>3</sup>とすることを勧告。

【社団法人日本産業衛生学会】(昭和57年(1982年))

石綿粉じんの許容濃度として、クロシドライトは0.2本/cm<sup>3</sup>とすることを勧告(クロシドライト以外は従来どおり2本/cm<sup>3</sup>)。

(5) 作業環境評価基準の策定(昭和63年(1988年))

ア 基準の策定内容

管理濃度に係るそれまでの経緯、昭和52年(1977年)～昭和58年(1983年)にかけて行われた「作業場の気中有害物質の濃度管理基準に関する専門家会議」の検討結果、及び同検討結果に基づき策定された「作業環境の評価に基づく作業環境管理要領」を踏まえ、昭和63年(1988年)に安衛法が改正され、「(作業環境測定の結果の)評価を行うに当たっては、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない」との条項が盛り込まれた。

この条項に基づき、労働大臣の定める作業環境評価基準を新たに策定した。同評価基準においては、作業環境測定の結果を第1管理区分から第3管理区分のいずれかに区分して評価するための濃度基準として、別表で管理濃度を示し、石綿の管理濃度は、2本/cm<sup>3</sup>(クロシドライトの場合は0.2本/cm<sup>3</sup>)とした。これにより、51年通達による指導で行ってきた2本/cm<sup>3</sup>(クロシドライトは0.2本/cm<sup>3</sup>)という管理濃度規制を、法令による規制へと強化した。

(参考)

第1管理区分：作業場所のほとんど(95%以上)の場所で有害物質の濃度が管理濃度以下

第2管理区分：作業場所の有害物質の濃度の平均が管理濃度以下

第3管理区分：作業場所の有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えるもの

#### イ 策定後の対応

作業環境評価基準の策定に合わせ、「作業環境評価基準の適用について」（昭和63年9月16日付け基発第605号）を都道府県労働基準局長に対して発出し、円滑な運用を図るとともに、中央労働災害防止協会が発行している「労働衛生のしおり」昭和63年度（1988年度）版の中で、改正安衛法や作業環境評価基準等に基づき、作業環境測定結果の評価や管理区分に応じた措置等について詳細に記述し、周知した。

また、昭和63年（1988年）に策定した第7次労働災害防止計画（期間：昭和63年（1988年）～平成4年（1992年））においては、5つの重点事項のうちの一つに「適正な作業環境管理の推進」を位置付け、作業環境の測定、評価から作業環境の改善に至る一貫した作業環境管理の推進や、評価結果に応じた作業環境の改善措置の適正化、評価手法等の周知を行った。

#### ウ 作業環境評価基準策定による効果

作業環境評価基準に基づく評価について、作業環境測定機関が実施した評価結果が平成7年（1995年）以降報告されているが、それによると、石綿を製造し、又は取り扱う屋内事業場における評価結果は以下のとおりとなっており、石綿については基準に基づき作業環境が適切に管理されていることが分かる。

作業環境測定機関が石綿製造屋内事業場等について実施した  
作業環境測定の評価結果（管理区分の分布状況）

	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
平成7年	96.8%	1.4%	1.8%
平成8年	96.2%	2.6%	1.2%
平成9年	98.0%	1.4%	0.6%
平成10年	98.7%	1.2%	0.1%
平成11年	98.0%	0.9%	1.1%
平成12年	98.2%	1.3%	0.5%
平成13年	97.2%	2.2%	0.6%
平成14年	98.7%	0.5%	0.8%

※ 管理区分については、アを参照。

(6) 昭和63年（1988年）の管理濃度の策定を踏まえた調査研究（平成元年（1989年）～平成2年（1990年））

昭和63年(1988年)に管理濃度を策定したその翌年の平成元年度(1989年度)に、労働省の委託研究「石綿の諸外国における許容基準に関する文献的研究」において、世界各国で石綿についてどのような濃度基準で規制が行われているかを調べた調査研究が行われた。その研究結果報告書は平成2年(1990年)3月に取りまとめられ、その中で各国の基準濃度が以下のとおり(主要なものを抜粋)報告された。また、同報告書においては、我が国の管理濃度による2.0本/cm<sup>3</sup>という規制値は諸外国の許容濃度にするると0.8本/cm<sup>3</sup>に相当するとされており、多くの国が1.0本/cm<sup>3</sup>という規制値を採用していた欧州各国と比較しても同等レベルの規制となっている。

	クロシドライト	アモサイト	クリソタイル
ヨーロッパ(EEC)	0.5本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
フィンランド	0.5本/cm <sup>3</sup>	0.5本/cm <sup>3</sup>	0.5本/cm <sup>3</sup>
オーストリア	0.5本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
ベルギー	0.15本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
西ドイツ	0.5本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
イタリア	0.5本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
フランス	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
イギリス	0.1本/cm <sup>3</sup>	0.1本/cm <sup>3</sup>	0.25本/cm <sup>3</sup>
カナダ	0.2本/cm <sup>3</sup>	0.5本/cm <sup>3</sup>	2.0本/cm <sup>3</sup>
ニュージーランド	0.1本/cm <sup>3</sup>	0.1本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
オーストラリア	0.1本/cm <sup>3</sup>	0.1本/cm <sup>3</sup>	1.0本/cm <sup>3</sup>
(参考) 日本(許容濃度換算)	0.08本/cm <sup>3</sup>	0.8本/cm <sup>3</sup>	0.8本/cm <sup>3</sup>
米国	0.2本/cm <sup>3</sup>	0.2本/cm <sup>3</sup>	0.2本/cm <sup>3</sup>

(7) 管理濃度等検討会における検討(平成5年(1993年)~平成7年(1995年))

その後、ACGIHが平成3年(1991年)に石綿の勧告値を0.2本/cm<sup>3</sup>に引き下げる提案を行ったことを受け、平成5年(1993年)2月19日から、石綿を含む有害物質の管理濃度について見直しを行うための「管理濃度等検討会」を開催した。この結果、石綿については、管理濃度設定の参考としている社団法人日本産業衛生学会及びACGIHにおいて、勧告値の見直しが行われていなかったことにかんがみ、改訂が必要との結論は得られず、管理濃度は2本/cm<sup>3</sup>(クロシドライトの場合は0.2本/cm<sup>3</sup>)のまま据え置くこととした。

なお、平成7年(1995年)1月13日に行われた中央労働基準審議会労働災害防止部会において、労働側委員から、石綿の管理濃度について「石綿に関する作業環境評価基準というものを、実際にこれは数値の問題として出てきている

と思いますが、これは現在の作業環境基準、全体のあり方の問題も含めて少し総合的な検討をしていただければと思っております」との発言があった。これに対し、労働省労働基準局安全衛生部環境改善室長が管理濃度等検討会の結果を踏まえ「現在の石綿については63年に設定された数値ですが、今回はその時以来、先ほど言いました医学的ないろいろな知見に基づく数値等に変更がありませんでしたので、今回は改正しないということになっているわけですが、今後、先ほど申しましたように、同様な格好でいろいろと知見の集積に努め検討してまいりたいと思っております」と回答している。

(8) クロシドライト及びアモサイトの製造等の禁止を受けた作業環境評価基準の見直し(平成7年(1995年))

平成7年(1995年)4月1日に、安衛令を改正し、クロシドライト及びアモサイトを製造等の禁止物質としたことを踏まえ、作業環境評価基準からもクロシドライト及びアモサイトを削除した。(クリソタイルについては、管理濃度は従前どおり2本/cm<sup>3</sup>)

(9) 作業環境評価基準の改正(平成10年(1998年)～平成16年(2004年))

平成10年(1998年)にACGIHにおいて、石綿粉じんの許容濃度についての勧告値が0.1本/cm<sup>3</sup>に引き下げられたが、社団法人日本産業衛生学会においてはその時点で勧告値の引下げが行われなかったため、作業環境評価基準の見直しは行わなかった。

その後、平成13年(2001年)に社団法人日本産業衛生学会が、石綿粉じんの許容濃度についての勧告値をクリソタイルは0.15本/cm<sup>3</sup>、その他の石綿は0.03本/cm<sup>3</sup>に引き下げた。

社団法人日本産業衛生学会の勧告値が0.15本/cm<sup>3</sup>に引き下げられたことを踏まえ、平成14年(2002年)3月19日から平成15年(2003年)7月29日まで計9回にわたり開催された管理濃度等検討会において、石綿の管理濃度についても検討を行った結果、石綿の管理濃度を2本/cm<sup>3</sup>から0.15本/cm<sup>3</sup>に引き下げる提案が平成16年(2004年)3月に出された。

この提案を踏まえ、平成16年(2004年)10月1日付けで作業環境評価基準における管理濃度を変更した。この改正において、石綿の管理濃度については、2本/cm<sup>3</sup>から0.15本/cm<sup>3</sup>(許容濃度に換算すると0.06本/cm<sup>3</sup>相当)に引き下げた。なお、平成16年(2004年)時点の諸外国の許容濃度の値としては、米国及びEUは0.1本/cm<sup>3</sup>であった。

作業環境評価基準の改正に併せ、「特定化学物質等障害予防規則等の一部改正に

ついて」(平成17年2月15日付け基発第0215002号)を都道府県労働局長に対して発出し、改正した管理濃度の周知徹底を図るよう指示を行った。また、改正した管理濃度の周知を図るため、パンフレット「作業環境測定の結果の評価に係る管理濃度が改正されます」を10万部作成し、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者等に配布した。

## 4 石綿作業従事労働者の健康管理

### (1) 健康診断の実施

#### ア じん肺法による健康診断

石綿を取り扱う事業場においては、じん肺の一種である石綿肺が発生していたことから、31年通達を都道府県労働基準局長に対して発出し、石綿を取り扱う一定の作業に従事する労働者については、エックス線直接撮影による胸部の変化の検査を行うよう使用者に指導勧奨していた。

さらに、じん肺対策を強化するため、昭和35年(1960年)4月に施行されたじん肺法により、上記の健康診断の指導勧奨の対象であった作業が、じん肺法上の粉じん作業として位置付けられ、使用者は、就業時、就業してから一定期間ごとに定期、離職時等にじん肺健康診断(職歴調査、胸部エックス線直接撮影、肺機能検査等)を実施することが義務付けられた。

#### イ 特殊健康診断

昭和47年(1972年)、ILO、WHOの専門家会議等で石綿ががん原性物質と認められたことを踏まえ、第3の1で述べたとおり、昭和50年(1975年)に安衛令及び特化則の一部を改正した。この改正により、石綿はがん原性物質として特別管理物質に位置付けられ、石綿を製造し、又は取り扱う業務については特殊健康診断の対象となった。

従来のじん肺健康診断と比較すると、

- ① 健診回数の増加(じん肺健康診断の場合はじん肺管理区分2又は3で1年に1回、じん肺管理区分1で3年に1回だが、特殊健康診断の場合は半年に1回の健診が義務化)
- ② 健診項目の充実(一次健診で異常な陰影がある場合で医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰細胞診等の二次健診を実施)が行われた。

### (2) 健康管理手帳の交付対象業務への追加

#### ア 健康管理手帳交付対象業務等検討会での検討

##### (ア) 健康管理手帳交付対象業務等検討会の開催

健康管理手帳は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち一定の要件に該当する離職者に対して都道府県労働局長が交付するものであり、手帳の所持者に対して健康診断が実施される。

手帳の交付対象業務については、昭和47年(1972年)の安衛法制定当初、粉じん作業等の3業務とし、石綿に係る粉じん作業に従事する者も対象としており、離職者が継続的に胸部エックス線直接撮影による検査を受け



る仕組みが整っていた。

その後、昭和63年（1988年）4月14日の社会労働委員会において、渡辺四郎議員より、発がん物質に係る業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加すべきでないかとの質問があり、野見山労働基準局長より、今後関連する知見の集積に努め、専門家による委員会において検討する旨の答弁を行ったこと等を受け、平成元年（1989年）3月20日「健康管理手帳交付対象業務等検討会」を設置し、石綿業務、製鉄用以外のコークスを製造するコークス炉業務及びジアニンジン業務について検討を開始した。

この検討会は、計8回開催され、健康管理手帳の交付対象業務についての疫学調査等を踏まえつつ石綿業務を追加することについての検討が行われた。平成7年（1995年）12月4日に報告書が取りまとめられ、労働省労働基準局長あてに報告された。

#### （イ）健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告

本報告書においては、新たに、交付対象物質の追加を検討するに当たり、以下の基本的考え方が示された。

- ・ 重度の健康障害を引き起こすおそれがあり安全衛生の立場から製造等禁止、製造許可、その他の規制などの法令上の規制が加えられていること
- ・ がんその他の重度の健康障害が、業務に起因する疾病として認められていること
- ・ がんその他の重度の健康障害の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

この考え方に基づき、本検討会は以下の結論に達し、報告した。

- ・ 石綿作業に従事し退職した者に対しては、健康管理手帳を交付することが望ましい
- ・ 交付要件については、石綿のばく露濃度に作業による大きな違いがあることから、従事年数のみをもって定めるのは適切ではない
- ・ 石綿ばく露者の胸膜肥厚が、石綿ばく露の鋭敏な指標とされており、また石綿ばく露により肺野に不整形陰影が生ずることが判っていることから、交付要件として石綿による不整形陰影が認められること又は石綿による胸膜の肥厚が認められることの、石綿による一定の所見があることとすることが望ましい。

#### イ 安衛令の一部改正

前述の報告書を踏まえて、平成8年（1996年）2月7日、中央労働基準審議会に対して労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱を諮問し、労働災害防止部会で審議された。石綿については特に異論はなく、改正は妥当とされたため、平成8年（1996年）3月27日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第60号）を公布し、同日から施行した。

この結果、粉じん作業に従事した者だけでなく、石綿作業に従事した者すべてが交付対象となった。

ウ 石綿に係る健康管理手帳普及のための措置

(ア) 通達の発出

平成8年(1996年)に、「健康管理手帳所持者に対する健康診断(追加)の実施について」(平成8年7月23日付け基発第476号)を都道府県労働基準局長に対して発出した。この中で、交付対象物質として新たに石綿等が追加されたことについて周知徹底するとともに、申請者が従事していた事業場が現存しない場合等には、交付書類についても必要に応じ弾力性のある処置を考慮すること等により要件を満たす者に手帳が交付されるよう留意するなど、手帳利用の適切な運用を図るための留意点を示した。

(イ) パンフレットの配布

健康管理手帳の普及を図るため、交付対象業務が拡大した旨のパンフレットを作成し、都道府県労働基準局及び関係団体へ配布した。

## 第4 製造等の禁止について

### 1 「石綿製品の規制等に関する法律案」の提出

「石綿製品の規制等に関する法律案」(以下「アスベスト規制法案」という。)は、平成4年(1992年)12月3日、社会党が中心となり、社会民主連合との共同提案により衆議院に提出されたが、廃案となった。

#### (1) アスベスト規制法案の概要

アスベスト規制法案には、クリソタイル以外の石綿を含む石綿製品の製造、輸入、販売等の原則禁止、代替物質の使用等の促進等、公的施設における石綿の除去工事等を行う場合の国庫補助、石綿対策審議会の設置等について定められており、その主管官庁は厚生省とされていた。

#### (2) 陳情への対応

平成3年(1991年)3月22日、国会内で、社会党議員の紹介による石綿規制に係る陳情を受けた際、当時の労働省の担当者は、WHOが石綿代替品であるグラスウールやロックウール等について発がんの危険性を表明していたこと(平成13年(2001年)の再評価において、「人に対する発がん性はない」と分類された。)を念頭に、石綿の代替品に関して、代替品そのものの安全性が確立されていない中で、その使用促進については慎重であるべきであると説明した。

その後も石綿の製造等の全面禁止について陳情がなされたが、国際的動向も踏まえ、代替品の安全性等を総合的に検討していく旨の回答をした。

#### (3) アスベスト規制法案の提出と廃案

アスベスト規制法案は、上記のとおり、平成4年(1992年)12月3日、第125回臨時国会に衆法第12号として提出されたが、厚生委員会に付託されることなく廃案となった。

#### (4) アスベスト規制法案再提出の動き

社会党は、廃案となった後も再度このアスベスト規制法案を提出すべく動いていたが、結果として再提出されることはなかった。

#### (5) アスベスト規制法案への労働省の対応

労働省は、石綿対策関係省庁連絡会議に参加して石綿規制への対応等を図っていたが、アスベスト規制法案そのものについては、特段、賛否の意を表明していない。

ただし、石綿の代替品の使用促進については、上記(2)にもあるように、その安全性が確立されていない中では、慎重であるべきとの立場であった。

## 2 クロシドライト及びアモサイト等の製造等の禁止等

### (1) 背景

#### ア 国際的な動向

昭和61年(1986年)にILO石綿条約(クロシドライトの使用禁止を要求)が採択され、平成元年(1989年)にはWHOの勧告(クロシドライト及びアモサイトの使用禁止を要求)が出される中で、諸外国においても、ECが平成5年(1993年)にクロシドライト及びアモサイトの製造等を禁止するなど、クロシドライト及びアモサイトの製造等の禁止の動きが広まってきており、その必要性が高まっていた。

#### イ クロシドライトの使用状況

大手の石綿製品製造事業者等のクロシドライトの使用量は旧特化則を制定した昭和46年(1971年)には減少し始めた。その後、昭和50年(1975年)に石綿を含む化学物質等について代替物の使用を努力義務化するとともに、石綿等の吹付け作業を原則禁止し(吹付け石綿は、クロシドライトの主な用途)、また、石綿の代替措置の促進(特にクロシドライトについて)を内容とする51年通達を発出し、これに基づき指導を行っていた。

このような施策が行われる中、「石綿取扱い事業場等実態調査研究報告書」(昭和60年(1985年)3月 高田 北里大学医学部教授)によると、昭和58年度(1983年度)、昭和59年度(1984年度)には、全国427の石綿取扱い事業場のうちクロシドライトを使用する事業場は11まで減少しており、さらに、引き続き代替化の促進についての指導に努めた。昭和62年(1987年)には、各企業は自主的に使用を中止しており、行政としては、平成元年(1989年)に実施した全国359の石綿製品製造事業場を対象とする調査的監督においては、クロシドライトを使用する事業場が存在しないことを確認している。なお、昭和62年(1987年)からクロシドライトの使用を中止していると記述する文献もある(社団法人日本石綿協会「せきめん読本」)。

#### ウ アモサイトの使用状況

アモサイトについても、51年通達等に基づき、代替措置の促進について指導を行ってきたが、上記「石綿取扱い事業場等実態調査研究報告書」によると、昭和58年度(1983年度)、昭和59年度(1984年度)には、全国427の石綿取扱い事業場のうちアモサイトを使用する事業場は52存在しており、また、平成元年(1989年)の上記調査的監督においては、アモサイトを使用する事業場は19存在し、合計で約1万3千トン使用していることが確認された。その後、平成元年(1989年)にWHOの勧告が出され、代替化の促進について更なる指導を行ったところ、平成6年(1994年)には大手の石綿製品製造事業者等の使用量が減少する等代替化が進展したため、平成7年(1995年)に製造等を禁止した。

## エ クリソタイルを含めて全面禁止としなかった理由

昭和61年(1986年)のILO石綿条約は、その名称が「石綿の使用における安全に関する条約」であるように、クリソタイル等は管理使用の対象とされており、禁止されているのはクロシドライトの使用と石綿の吹付け作業のみであった。

また、昭和62年(1987年)にWHOが石綿代替品であるグラスウール、ロックウール等を「人に対する発がん性を有する可能性がある」と分類していたため、当面は、有害性が比較的低いクリソタイルを、適切なばく露防止対策を講じて使用していくことが重要であると考えられたことから、全面禁止としなかった。

さらに、平成4年(1992年)にクリソタイル以外を使用した石綿製品の製造禁止等を内容とするアスベスト規制法案が廃案となったことから判断すると、公労使で構成される審議会の答申を得て、また、関係省庁の合意を必要とする政令改正を行うことは困難と考えられた。

## (2) 改正案の検討経過と改正内容

### ア 中央労働基準審議会での審議

労働省において「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」を取りまとめ、平成6年(1994年)12月15日に中央労働基準審議会に対して諮問を行った。中央労働基準審議会においては、当該要綱について労働災害防止部会に検討を行わせたが、同部会における概ね妥当との公労使一致による結論を得て、平成7年(1995年)1月13日に概ね妥当と認める旨の答申を行った。これに基づき、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が1月25日に公布、4月1日から施行されるとともに、「労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令」を1月26日に公布し、4月1日から施行した。

### イ 改正内容

改正後の安衛令、安衛則及び特化則における関係部分の概要は以下のとおりである

#### (ア) 安衛令関係

アモサイト及びクロシドライトについて、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止すること

#### (イ) 安衛則及び特化則関係

安衛則及び特化則の規制対象となる石綿含有物の範囲を含有量が5%を超えるものから他の特化則規制対象発がん物質にあわせて1%を超えるものに拡大すること

#### ウ 関係省庁の反応

本改正に際して、通産省からは、法令に基づいた対策を行う必要性については異論の余地はないが、周知について中小企業への配慮から相当期間の猶予を必要とするため、省令改正の施行日を少なくとも公布後6ヶ月としてもらえないかとの申出があったが、労働省はその懸念の点を踏まえて、広報を通じて改正内容の周知徹底を図ること等を理由に、予定どおり施行することとした。また、建設省からは、石綿含有成形材料の取扱いにおいては、吹付け石綿と比べ飛散の危険性は低いと考えられることから、適切な取扱いを担保する措置を付加して、石綿含有成形材料を適用対象外としてもらえないかとの申出があったが、労働省は、規制の必要性から、これも予定どおり適用することとした。

なお、環境庁、文部省、厚生省、運輸省等からは特段の異論はなかった。

### (3) 施行後の対策、効果等

#### ア 施行通達の発出

本改正を施行するため、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」(平成7年2月20日付け基発第76号)を都道府県労働基準局長に対して発出した。

#### イ 石綿の輸入実績等

メーカーからの聴取りによる限りでは、平成7年(1995年)当時、アモサイト及びクロシドライトの在庫はなかった。

なお、本改正において製造等の禁止の対象とされなかったクリソタイルについても、日本への輸入量が激減した(平成7年(1995年):約19万トン。平成12年(2000年):約9万トン。平成16年(2004年):約0.8万トン)。